

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小山町長

市町村名 (市町村コード)	小山町 (22344)
地域名 (地域内農業集落名)	足柄 (桑木・宿・向方・所領・新柴)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地域のため1筆あたりの農地面積が小さく不整形であり、さらに法面が非常に大きいことから農業の規模拡大や機械の大型化が難しい地域である。現在、約87%農地が維持管理をされているが、今後、約36%の農家で耕作しない意向があり、農地の荒廃化が進むおそれがある。さらに本地域は、農業用水が必要な時期に下流域の農地まで十分な水が行き渡らず、地域で効率的な水の利用が求められている。
そのような中、宿地区・所領地区については、中山間地域等直接支払交付金を活用し、7つのエリアで面的に保全活動に取り組んでいる。また、桑木地区については農業の生産性の向上と維持管理労力の低減を図るとともに、地域農業の持続性を向上させるための「中山間地域総合整備事業」を推進している。
【地域の基礎的データ】
主な作物: 水稻
【中山間地域等直接支払交付金活用地区】
駒取場・長宝先/清水・隠居屋敷/長代久保・吹上/中の田・川久保/花戸/古城向/所領

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区は市街化区域と隣接しているため、住宅地として魅力ある地域づくりを推進する地域と農地として守るエリアを明確化した土地利用を推進する。農地として守るエリアについては、水路整備等を行い、担い手が効率的な管理を継続的に実施できるよう整備する。
また、農業の労働不足・資金不足・後継者不足を解消するため、地域農業の法人化や農業所得の安定化を図る取組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	117 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して足柄地区の担い手となっている経営体へ農地の集積・集約を進める。 ・地域の農業に係る組織化・法人化を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金を活用していない桑木地区等を協定対象範囲に含めることを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・桑木地区については農業の生産性の向上と維持管理労力の低減を図るとともに、地域農業の持続性を向上させるため「中山間地域総合整備事業」を推進していく。 ・水田の効率的な利用を図るため、圃場の再整備や農道の拡張、水路整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJA、JA協同サービスと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者がいない農地が発生した場合、JA共同サービス等への農作業の委託の検討や調整を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を減らすため、害獣駆除や面的に電気柵を設置する等の対策を検討する。
- ⑧農業用水路の現況を把握し、効率的に利用を検討するほか、老朽化した水路の整備を行う。